

平成 2 3 年度 答 申 第 2 号

(平成 2 4 年 1 月 2 7 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答申 第 2 号

平成 24 年 1 月 27 日

宝塚市長 中川 智子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 荏 原 明 則

宝塚市情報公開条例第 15 条に基づく諮問について（答申）

平成 23 年（2011 年）9 月 30 日付け宝塚市諮問第 15 号により諮問を受けた「宝塚市小浜〇丁目〇〇〇において平成 14 年 5 月頃発生した火災に関する文書」の情報公開決定に係る審査請求について、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

宝塚市消防長が「宝塚市小浜〇丁目〇〇〇において平成14年5月頃発生した火災に関する書類」の公開請求に対して、文書不存在を理由として非公開を決定した処分は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が宝塚市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき請求した「宝塚市小浜〇丁目〇〇〇において平成14年5月頃発生した火災に関する書類」に対して、宝塚市消防長（以下「実施機関」という。）が平成22年（2010年）11月15日付け宝消総第485号により行った非公開決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、当該文書について公開することを求めるものである。

3 審査請求の理由

申立人が審査請求書及び審査請求に至る一連の手続き等において口頭で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 平成14年5月頃に小浜にある知人宅で知人が病院から帰って寝ていると、大きな音がするので外を見ると高圧の電柱が倒れてきていた。その漏電が原因で、消防車が8台も出動するような火災となった。近所の住人もそれを見ている。
- (2) 火災の原因となった関西電力に損害賠償を請求するために火災が発生したことの証明が必要である。
- (3) 目撃者もいるような火事があったのに記録がないのは納得できない。
- (4) 本件の公開請求に対する処分は、実施機関が存在するはずの文書を隠していると考える。

よって、その取り消しと文書の開示を求めるため、本審査請求を行うものである。

4 実施機関の説明

実施機関の弁明書及び口頭による説明は、次のとおりである。

(1) 火災出動により作成される記録について

実施機関では次の事務処理を行っている。

火災を発見した者が、火災報知専用電話(119番)等で通報し、消防本部が受信し、火災と想定された場合は消防職員に対し火災出動を指令する(宝塚市消防情報管制管理規程第13条)。火災出動指令を受け消防車が出動し、消防職員により火災と認定された場合は、宝塚市消防警防規程(以下、「警防規程」という。)及び宝塚市火災調査に関する規程(以下「火災調査規程」という。)に基づいた火災調査を行う。

具体的には情報管制課長は、「火災即時報告書」を作成(警防規程第49条)、火災等(事後聞知を含む)の現場に出動した消防隊各級指揮者は、その事案終了後に、「火災部隊活動報告書」を、所轄警防司令はその発生の日又は覚知の日から2日以内に、「火災活動報告書(所轄消防署保存分)」をそれぞれ作成して所轄消防署長に、警防課長は、「火災活動報告書(消防本部保存分)」を作成し消防長にそれぞれ報告を行う(警防規程第51条)。

同時に消防機関が火災を覚知、出動し、調査した結果、火災と認められた場合は、火災の原因及び損害の調査を行い、所管消防署長は、「火災調査報告書」を作成して消防長へ報告を行い(火災調査規程第79条)、警防課長は、「火災原簿」を作成し保管を行うこととしている(火災調査規程第83条)。

また、火災等を覚知し、現場に到着した結果、火災に至らず、誤報、誤認、虚報等により出動した場合にも2日以内に、「警戒・その他災害活動報告書」を作成して、所轄消防署長に報告を行うこととしている(警防規程第52条)。

(2) 本件処分理由について

本件請求の対象である平成14年5月当時の宝塚市消防文書取扱規程(以下「文書取扱規程」という。)では、文書をその重要度により重要なものから1種文書ないし5種文書に分類し、文書の保存期間をそれぞれ1種文書永年、2種文書10年、3種文書5年、4種

文書 3 年、5 種文書 1 年としていた（文書取扱規程第 27 条）。

火災関係の文書としては、消防本部で管理を行う文書として、前記の「火災即時報告書」、「火災部隊活動報告書」、「火災活動報告書（所轄消防署保存分）」及び「火災活動報告書（消防本部保存分）」の火災出動報告書関係文書は 2 種文書（10 年保存）、火災に至ら無かった場合の「警戒・その他災害活動報告書」は 3 種文書（5 年保存）、「火災原簿」は 1 種文書（永年保存）、各消防署管理の「火災調査報告書」は、1 種文書（永年保存）と規定していた。

本件請求があった平成 22 年 11 月時点では、1 種、2 種の文書については、保存年限期間内であったため、消防本部及び所管消防署の保存文書の調査を行った。しかし、「火災即時報告書」、「火災活動報告書」及び「火災調査報告書」等の火災が認定されれば、通常作成すべき文書の全てが存在しなかった。

加えて、火災報知専用電話（119 番）等の通報を受信する通報システムの災害出動記録の調査も行った。災害出動記録については保存年限を設けておらず、新たなシステムを導入した平成 12 年からの全ての記録が残っていたので、平成 14 年 5 月のみならず、平成 14 年中全ての記録の確認を行ったが、小浜地区の火災通報の記録は存在しなかった。

「火災即時報告書」等の書類、通報記録とも存在しなかったため、本件審査請求の事案については、実施機関における火災の覚知事実、消防車が出動した事実がないと判断し、本件処分は文書不存在による非公開決定としたものである。

また、請求人は本件処分以前より、当該地の火災の有無について、現場での事実確認を求めており、平成 21 年 10 月 23 日 13 時 20 分ごろに、消防本部警防課及び西消防署の職員 3 名が請求人の立会いのもと、現地確認を行ったが、現地で火災の事実は認められないと判断し、その場で請求人にも説明している。

5 審査会の判断

実施機関の説明によると、火災を発見した者が、火災報知専用電

話（119番通報）等で通報し、消防本部が受信した時は、通報記録が通報システムに残ることになっているため、仮に火災により出動した場合、通常作成されるべき本件対象文書の作成漏れがあった場合でも、その存否は、災害出動記録の有無で確認することができる。

通報記録に関しては、実施機関では通報システムを新たに導入した平成12年からの災害出動記録が残っており、請求人が求める平成14年5月だけではなく、平成14年中の全ての通報記録を確認したが、本件対象住所に関する通報はなかったと説明している。

そこで審査会は、平成14年4月から6月までの通報記録と、火災出動を行った場合に作成する「火災活動報告書(消防本部保存分)」及び「火災原簿」を、事務局職員に確認をさせた。その結果、実施機関の主張するとおり、本件対象住所に関する通報記録も、それにより出動した記録も存在しなかった。

以上のことから、本審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
荒川 雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
荏原 明則 （会長）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
山下 淳 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成23年 9月30日	諮問
2	平成23年10月12日	実施機関による非公開理由説明 及び審査
3	平成23年12月5日	審査
4	平成24年 1月27日	答申

